

投資信託説明書(交付目論見書)

2013年1月4日

世界優先証券ファンド(為替ヘッジあり/限定追加型)

追加型投信/内外/その他資産(優先証券)

※本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。



大和投資信託

Daiwa Asset Management

●委託会社 [ファンドの運用の指図を行なう者]
大和証券投資信託委託株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号

●ホームページ <http://www.daiwa-am.co.jp/>
●コールセンター 0120-106212(営業日の9:00~17:00)

●受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行なう者]
株式会社りそな銀行

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内 外	その他資産(優先証券)	その他資産(投資信託証券(その他資産(優先証券)))	年2回	グローバル(含む日本)	ファンド・オブ・ファンズ	あり(フルヘッジ)

※ 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※ 商品分類・属性区分の定義について

くわしくは、社団法人投資信託協会のホームページ[<http://www.toushin.or.jp/>]をご参照下さい。

〈 委 託 会 社 の 情 報 〉

委 託 会 社 名	大和証券投資信託委託株式会社
設 立 年 月 日	1959年12月12日
資 本 金	151億74百万円
運用する投資信託財産の 合 計 純 資 産 総 額	9兆2,844億48百万円 (平成24年10月末現在)

- 本文書により行なう「世界優先証券ファンド(為替ヘッジあり/限定追加型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を平成24年12月14日に関東財務局長に提出しており、平成24年12月30日にその届出の効力が生じています。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行なう場合に、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行ないます。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます(請求を行なった場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。)
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

ファンドの目的・特色

① ファンドの目的

世界の優先証券に投資し、高利回りの獲得を追求することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざします。

② ファンドの特色

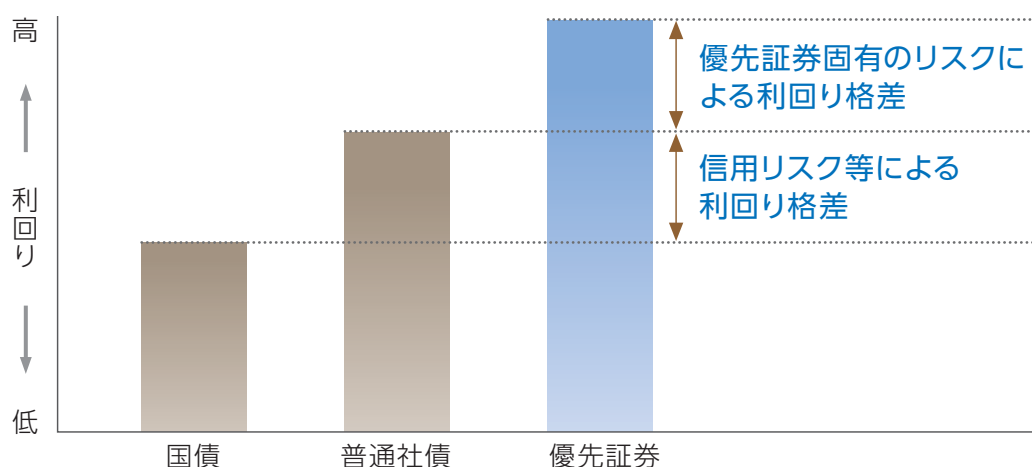
1 世界の金融機関が発行する優先証券に投資します。

※金融機関には関連会社等を含みます。

- ① ジーシフィーズ G-SIFIsに指定された金融機関が発行する優先証券に投資します。
※利回り水準や流動性を加味した上で、G-SIFIsに指定されていない金融機関が発行する優先証券にも投資することがあります。
- ② 信託期間内(約3年)に繰上償還が見込まれる証券を中心に投資します。
- ③ 運用は、プリンシパル・グローバル・インベスターズ・エルエルシーが行ないます。

*優先証券については後掲の「優先証券とは」、G-SIFIsについては後掲の「G-SIFIsとは」をご参照下さい。

優先証券の利回り(イメージ)



※上記はイメージであり、実際の利回りとは異なります。

※優先証券固有のリスクについては、「投資リスク」をご参照下さい。

ファンドの目的・特色

優先証券とは

- 優先証券とは、債券と株式の性質を併せ持つ証券です。
 - 債券としての性質 …… クーポン（利息または配当）が定められています。満期や繰上償還時に額面で償還されます。
 - 株式としての性質 …… 発行体を取り巻く経済状況等により、利息または配当の支払いや繰上償還が見送られるなど、発行体にとって資本に近い性質を有しています。
- 一般に国債や社債と比較して、信用リスクや優先証券固有のリスクにより、利回りが高いという特徴があります。
- 一般的に繰上償還条項が付与されており、利払繰延条項が付与されているものもあります。

優先証券の特徴（イメージ）

	法的弁済順位 ^(注1)	価格変動	利回り
普通社債	高い	小さい	低い
劣後債 ^(注2)	↑ ↓	↑ ↓	↑ ↓
優先証券			
普通株式	低い	大きい	高い

(注1) 法的弁済順位とは、発行体が倒産等となった場合において、債権者等に対する残余財産を弁済する順位をいいます。
 (注2) 劣後債は、普通社債に比べて、法的弁済順位が劣後した債券です。一般的に繰上償還条項が付与されており、利払繰延条項が付与されているものもあります。

※上記はイメージであり、実際の利回りや価格変動等を表すものではありません。

※上記は一般的な優先証券の性質について説明したものであり、実際の優先証券の性質すべてを網羅したものではなく、これに当てはまらない場合もあります。

● G-SIFIsに指定された金融機関が発行する優先証券に投資します。

- 利回り水準や流動性を加味した上で、G-SIFIsに指定されていない金融機関が発行する優先証券にも投資することがあります。その場合、発行体の格付けは取得時においてA格相当以上（ムーディーズでA3以上、S&PでA-以上またはフィッチでA-以上）とします。また、取得後に発行体がG-SIFIsから除外された場合、取得後に格付けがA格相当未満となった場合は、市場動向および銘柄分散等による投資判断に基づき、当該銘柄の保有を継続することがあります。
 - ※同一発行体における発行体格付けと優先証券の格付けは異なります。一般的に優先証券の格付けは、普通社債や劣後債等と比較して低くなります。

G-SIFIs (Global Systemically Important Financial Institutions) とは

主要各国の中央銀行、金融監督当局等で構成される金融安定理事会 (FSB) が指定した、金融システム上、世界経済に与える影響が極めて大きい (Too big to fail〈大きすぎて潰せない〉*) 重要な金融機関をいいます。

一般の金融機関と比較し、自己資本の強化が要請される等、厳しい監督を受けることから、安全性の高い健全な経営が求められます。

G-SIFIsに指定される金融機関は、毎年11月に見直される予定です。

*必ずしもG-SIFIsに指定された金融機関が経営破綻しないということではありません。

● 信託期間内(約3年)に繰上償還が見込まれる証券を中心に投資します。

※繰上償還とは、早期償還や買入消却等による償還をいいます。

- 利回り水準や流動性を加味した上で、信託期間終了後に償還が見込まれる証券にも投資します。
- 信託期間内に繰上償還した優先証券の償還金および売却代金は、原則として再投資します。再投資する際には、残存期間の短い普通社債や劣後債等にも投資することがあります。

額面を上回る価格で証券に投資を行ない、満期時に額面で償還した場合には償還差損が発生します。また、満期前に投資価格を下回る価格で途中売却した場合には売却差損が発生します。

● 運用は、プリンシパル・グローバル・インベスターズ・エルエルシーが行ないます。

プリンシパル・グローバル・インベスターズ・エルエルシーについて

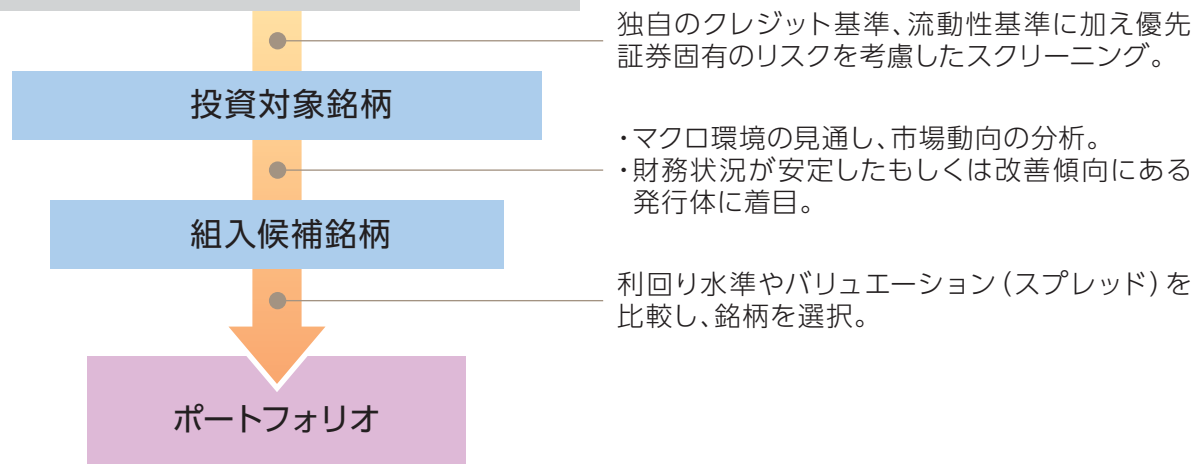
プリンシパル・グローバル・インベスターズ・エルエルシーは、1879年に米国で設立されたニューヨーク証券取引所上場の総合金融機関プリンシパル・ファイナンシャル・グループの資産運用会社です。

多様な戦略特化型運用会社を傘下にもち、幅広いアセットクラスの資産運用サービスをグローバルに提供しています。

運用プロセス

運用にあたっては、流動性、発行状況、償還条項、発行体の信用力やバリュエーション等を勘案します。

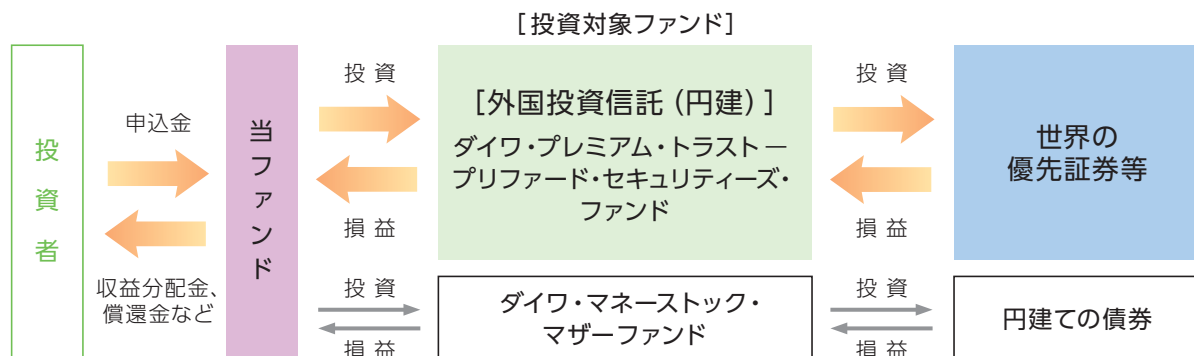
世界の金融機関が発行する優先証券



ファンドの目的・特色

ファンドの仕組み

- 当ファンドは、複数の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。
- 外国投資信託の受益証券を通じて、世界の金融機関が発行する優先証券に実質的に投資します。



※投資対象ファンドについて、くわしくは、「投資対象ファンドの概要」をご参照下さい。

当ファンドは、通常の状態、投資対象とする外国投資信託への投資割合を高位に維持することを基本とします。

2 為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行いません。

※為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

3 毎年1月29日および7月29日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行いません。

※第1計算期間は、平成25年7月29日(休業日の場合翌営業日)までとします。

[分配方針]

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ② 原則として、経費控除後の配当等収益の中から分配することをめざします。
ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

4 当ファンドの購入の申込みは、平成25年3月29日までの間に限定して受付けます。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1. および2. の運用が行なわれないことがあります。

主な投資制限

- 株式への直接投資は、行ないません。
- 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への直接投資は、行ないません。

追加的記載事項

[投資対象ファンドの概要]

1. ダイワ・プレミアム・トラストープリファード・セキュリティーズ・ファンド

形態 / 表示通貨	ケイマン籍の外国投資信託 / 円建
運用の基本方針	主として、世界の金融機関（関連会社等を含みます。以下同じ）が発行する優先証券に投資し、高利回りの獲得をめざします。
主な運用方針	<ol style="list-style-type: none"> 主として、取得時において、G-SIFIs (Global Systemically Important Financial Institutions) に指定されている金融機関が発行する優先証券に投資します。 <ul style="list-style-type: none"> ・利回り水準や流動性を加味した上で、G-SIFIsに指定されていない金融機関が発行する優先証券にも投資することがあります。 ・取得後に発行体がG-SIFIsから除外された場合、市場動向および銘柄分散等による投資判断に基づき、当該銘柄の保有を継続することがあります。 G-SIFIsに指定されていない金融機関が発行する優先証券に投資を行なう場合、投資対象は、取得時においてA格相当以上（ムーディーズでA3以上または、S&PもしくはフィッチでA-以上）の格付けを付与されている発行体が発行する銘柄とします。 <ul style="list-style-type: none"> ・取得後に発行体格付けがA格相当未満となった場合、市場動向および銘柄分散等による投資判断に基づき、当該銘柄の保有を継続することがあります。 ファンドの償還日以前に早期償還や買入消却等が見込まれる銘柄を中心に投資します。なお、利回り水準や流動性を加味した上で、ファンドの償還日以降に償還が見込まれる銘柄にも投資します。 ファンドの償還日以前に早期償還や買入消却等を迎えた優先証券の償還金および売却代金は、原則として再投資します。再投資する際には、残存期間の短い普通社債や劣後債等にも投資することがあります。 為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。
管理報酬等	純資産総額に対して年率0.55%程度 ただし、この他に「ダイワ・プレミアム・トラストープリファード・セキュリティーズ・ファンド」に対して、固定報酬として年額12,500米ドルがかかります。また、監査費用、弁護士費用、有価証券売買委託手数料等、投資対象ファンドの運営に必要な各種経費がかかります。
投資顧問会社	プリンシパル・グローバル・インベスターズ・エルエルシー
副投資顧問会社	スペクトラム・アセット・マネジメント・インク

2. ダイワ・マネースtock・マザーファンド

運用の基本方針	安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。
主な投資態度	<ol style="list-style-type: none"> ①円建ての債券を中心に投資し、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。 ②円建資産への投資にあたっては、残存期間が1年未満、取得時においてA-2格相当以上の債券およびコマーシャル・ペーパーに投資することを基本とします。
信託報酬	かかりません。
委託会社	大和証券投資信託委託株式会社

投資リスク

④ 基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

主な変動要因

優先証券の 価格変動 〔価格変動リスク・ 信用リスク〕

優先証券の価格は、金利、発行体の企業業績等を反映して変動します。一般に、金利の上昇、発行体の企業業績の悪化等は、優先証券の価格下落の要因となると考えられます。優先証券の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体の財政難、経営不安等が生じた場合、または生じることが予想される場合には、大きく下落します。

また、公社債などに比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向があります。

優先証券固有のリスクとして、以下のようなものがあげられます。

〔劣後リスク(法的弁済順位が劣後するリスク)〕

一般的に、優先証券の法的弁済順位は、株式より高く、普通社債や劣後債等より低くなっています。

したがって、発行体が倒産等となった場合、他の優先する債権が全額支払われない限り優先証券は元金金の支払いを受けることができません。

また、優先証券は、一般的に普通社債や劣後債等と比較して格付けが低く、さらに格付けが低下する場合には、優先証券の価格が普通社債や劣後債等よりも大きく下落する場合があります。

〔繰上償還延期リスク〕

一般的に、優先証券には、繰上償還条項が付与されておりますが、繰上償還の実施は発行体が決定することとなっております。繰上償還日に償還されることを前提として取引されている証券は、市場環境等の要因によって予定された期日に繰上償還が実施されない場合、あるいは実施されないと見込まれる場合には、当該証券の価格が下落することがあります。

〔利払繰延リスク〕

優先証券には、利払繰延条項が付与されているものがあり、利息または配当の支払いが繰り延べまたは停止される可能性があります。

組入証券の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

特定の業種への集中投資リスク	当ファンドは金融機関が発行した優先証券に集中的に投資をするため個別金融機関の財務状況および業績等に加え、金融監督当局の行政方針や金融システムの状況など、金融セクター固有の要因による影響を受けます。幅広い業種に分散投資するファンドと比べて基準価額の変動が大きくなる可能性があります。
為替変動リスク	為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなります。
カントリー・リスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。
その他	解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 優先証券に関する規制や基準の変更等が優先証券市場に大きな影響を及ぼす可能性があります。

リスクの管理体制

- 委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用本部から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用本部へのモニタリング・監視を通し、運用リスクの管理を行ないます。

運用実績

基準価額・純資産の推移

当ファンドは、平成25年1月31日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

分配の推移

当ファンドは、平成25年1月31日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

主要な資産の状況

当ファンドは、平成25年1月31日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。

当ファンドは、平成25年1月31日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

※当ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示される予定です。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位
購入価額	① 当初申込期間 1万口当たり1万円 ② 継続申込期間 購入申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換金単位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり)
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
申込受付中止日	ニューヨークの銀行の休業日 (注)申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。
申込締切時間	午後3時まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの)
購入の申込期間	① 当初申込期間 平成25年1月4日から平成25年1月30日まで ② 継続申込期間 平成25年1月31日から平成25年3月29日まで
設定日	平成25年1月31日
当初募集額	500億円を上限とします。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込には制限があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の申込みの受け付けを中止することがあります。
信託期間	平成25年1月31日から平成28年1月29日まで
繰上償還	<ul style="list-style-type: none"> ● 主要投資対象とする組入外国投資信託が存続しないこととなる場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させます。 ● 次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還できます。 <ul style="list-style-type: none"> ・受益権の口数が30億口を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき ● 平成25年4月2日以降、10億口未満となった場合、安定運用に入った後、繰上償還します。
決算日	毎年1月29日および7月29日(休業日の場合翌営業日) (注)第1計算期間は、平成25年7月29日(休業日の場合翌営業日)までとします。
収益分配	年2回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 (注)当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。
信託金の限度額	500億円
公 告	電子公告の方法により行ない、ホームページ[http://www.daiwa-am.co.jp/]に掲載します。
運用報告書	毎計算期末に作成し、あらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。 また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	販売会社が別に定めるものとします。 購入時の申込手数料の料率の上限は 3.675% (税抜3.5%) です。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	毎日、信託財産の純資産総額に対して 年率1.029% (税抜0.98%) ※運用管理費用は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
委託会社	年率0.4725% (税抜0.45%)
販売会社	年率0.525% (税抜0.50%)
受託会社	年率0.0315% (税抜0.03%)
投資対象とする投資信託証券	年率0.55%程度 ※この他に「ダイワ・プレミアム・トラスト・プリファード・セキュリティーズ・ファンド」に対して、固定報酬として年額12,500米ドルがかかります。
実質的に負担する運用管理費用	年率1.579% (税込)程度 (純資産総額によっては上回る場合があります。)
その他の費用・手数料	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。 ※「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税 ^(注)	配当所得として課税 普通分配金に対して10% ^(注)
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税 ^(注)	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して10% ^(注)

(注)平成25年1月1日から所得税、復興特別所得税および地方税が課され、税率は10.147%となります。

※上記は、平成24年10月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

大和投資信託

Daiwa Asset Management